

# 福祉の支援が必要な刑務所出所者の現状

厚生労働省  
社会・援護局



- 親族等の受入先がない満期釈放者は約7,200人。うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者は約1,000人。(平成18年法務省特別調査)
- 65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は70%前後と、64歳以下の年齢層(60%前後)に比べて高い(法務省特別調査)。しかも、65歳以上の再犯者のうち約4分の3が2年以内に再犯に及んでいる(平成19年版犯罪白書)。
- 調査対象受刑者27,024人のうち知的障害者又は知的障害が疑われる者が410名、療育手帳所持者は26名。知的障害者又は知的障害が疑われる者のうち犯罪の動機が「困窮・生活苦」であった者は36.8%(平成18年法務省特別調査)

刑務所出所後、円滑に福祉サービス(障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など)へとつなぐための仕組みがないことから、早期に再犯に至るリスクが高く、対策が必要

刑務所入所中に、出所後円滑に福祉へつなぎ、社会生活に移行させるための支援ができていない。

福祉サービス、住居の設定、就労の確保ができないまま出所

地域で生活できない  
↓  
犯罪を犯し、再度、入所

再犯リスク大

# 刑務所出所者地域生活定着支援 ～高齢者又は障害を抱える出所者に対する社会的受け皿の整備～

法 務 省

**刑 務 所**  
 親族等の受入先がない満期釈放者 約7,200人  
 うち高齢者又は障害を抱え自立が困難な者 約1,000人

- 社会福祉士等を活用し、入所後早期に福祉的支援に係るニーズの把握
- 社会福祉士等による福祉サービス申請のための手続等の助言

**保護観察所**  
 確実な福祉への移行のための生活環境の調整

- 保護観察官による調整
  - ・刑事施設と連携した出所後の自立方針の作成
  - ・自立方針を踏まえた具体的な福祉への移行に向けた地域生活定着支援センターとの調整
  - ・更生保護施設での一時的受入に向けた調整

**更生保護施設（民間施設）**

直ちに福祉による支援を受けることが困難な者について、更生保護施設での受入れを促進し、福祉への移行準備を行うとともに社会生活に適應するための指導・訓練を実施

- 社会復帰に係る専門的な生活指導の実施
- 施設退所後における福祉サービス受給について、関係機関との調整

厚生労働省

地域生活定着支援センター

福祉サービス実施主体（市町村等）の決定に向けた調整

福祉サービス受給のためのコーディネート、福祉等実施機関への働き掛け

福祉による支援を受けるための調整等

福祉による支援を受けるための調整等

- 福祉等実施機関
- 都道府県市町村  
(福祉部局・住宅部局)
  - 福祉事務所
  - 地域包括支援センター
  - 障害相談支援事業者
  - 社会福祉施策  
(特別養護老人ホーム、グループホーム、日中活動施設等)
  - 医療機関
  - 社会保険事務所